別紙様式第九号第１面中「印」を削り、同面中「事実に相違ありません。」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第九号第４面記載上の注意中２．を削り、３．を２．に改める。

別紙様式第九号の二中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．外国人である場合には、誓約書面中「第98条第２号、第４号及び第５号」とあるのは、「第98条第２号から第５号まで」とする。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．外国人である場合には、誓約書面中「第98条第２号、第４号及び第５号並びに」とあるのは、「第98条第２号から第５号まで及び」とする。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十二号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意２．を次のように改める。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号中「印」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

３．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式の「執行役員名」の次の記載上の注意及び同様式⑷記載上の注意２．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該旧氏及び名」を「当該氏名」に改める。

別紙様式第二十号第１面中「印」を削り、同様式第２面記載上の注意に次のように加える。

５．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第二十六条　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

　別紙様式中「㊞」を削り、同様式記載上の注意中８．を９．とし、２．から７．までを１ずつ繰り下げ、１．の次に次のように加える。

２．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第二十七条　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

　別紙様式中「㊞」を削り、同様式記載上の注意中８．を９．とし、２．から７．までを１ずつ繰り下げ、１．の次に次のように加える。

２．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正）

第二十八条　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

　第一条ただし書を削る。

　第二条第四項第三号イ中「抄本」の下に「（電子開示システム届出書に当該届出者の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載する場合には、当該旧氏及び名の記載があるものに限る。）」を加える。

　第四条ただし書を削る。

　第１号様式記載上の注意⑴中「、「６－３　代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）」を削り、「６－４」を「６－３」に、「６－５」を「６－４」に改め、同記載上の注意⑷ｂを次のように改める。

ｂ　届出者が個人である場合には、氏名を記載すること。

　なお、氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

　第１号様式記載上の注意⑸を次のように改める。

⑸　代表者の役職氏名

　届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載すること。

　なお、氏を改めた者においては、⑷ｂに準じて記載することができる。

　第二号様式記載上の注意⑴及び第三号様式記載上の注意⑴中「、「６－３　代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）」を削り、「６－４」を「６－３」に、「６－５」を「６－４」に改める。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第二十九条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

　第五条第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第六号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。